|  |
| --- |
| **大阪府立江之子島文化芸術創造センター魅力発信事業**  **企画提案公募要領** |

大阪府では、本事業にて設置するデジタルサイネージにおいて、大阪府立江之子島文化芸術創造センター（以下、「enoco」という。）の施設紹介やenocoでのイベント等の情報、本事業で制作するコンテンツ等を放映することにより、施設の情報発信の強化を図るとともに、施設の魅力を効果的に発信することを目的とし、本事業を実施する。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、　　企画提案公募により受託事業者を募集する。

**１　事業名**

大阪府立江之子島文化芸術創造センター魅力発信事業

(1) 事業目的・概要

別紙「仕様書」のとおり

ただし、仕様書 P2記載の別添資料２は、守秘義務誓約書（様式１）を提出したものに限り、別途開示する。

(2) 予定契約期間

令和７年８月中旬から令和８年２月２７日（金曜日）まで

(3) 委託上限額

33,809,000円（消費税及び地方消費税を含む）

**２　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和７年６月５日（木曜日）午後２時 | 公募開始 |
| 令和７年６月11日（水曜日） | 説明会視聴申込期限 |
| 令和７年６月１2日（木曜日）午前１０時から  令和７年６月18日（水曜日）午後５時まで | 説明会開催  （インターネットによる動画配信） |
| 令和７年６月19日（木曜日）午後５時 | 質問受付締切 |
| 令和７年６月26日（木曜日）午後５時 | 別添資料2の開示申込期限 |
| 令和７年７月２日（水曜日）午前１０時 | 提案書類受付開始 |
| 令和７年７月４日（金曜日）正午 | 提案書類提出締切 |
| 令和７年７月中旬頃 | 選定委員会（プレゼンテーション審査） |
| 令和７年８月中旬頃 | 契約締結・事業開始 |
| 令和８年２月27日（金曜日） | 事業終了 |

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）である　こと。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号の　　いずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは　入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の　　申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を　除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認めら　　れる者でないこと

(3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること

(4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における　　　最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること

(６)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと

(７)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(８) 大阪府を当事者の一方とする契約（大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に　関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を　　　行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。上記「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1)　公募要領の配布

ア　配布期間

公募開始日から令和７年７月４日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日を除く。午前１０時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。

ただし、令和７年７月４日（金曜日）については正午まで。）

イ　配布方法

文化・スポーツ室文化課ホームページ（※）からダウンロードしてください。（郵送、メール等による　配布は行いません。）

なお、仕様書P２記載の別添資料２は、守秘義務誓約書（様式１）を提出した者に限り別途開示します。

（※）文化課ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/enokojima/digital.html>

(２) 応募書類の受付

ア　受付場所

大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課文化創造グループ

住　　所：大阪市住之江区南港北１－１４－１６

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

電話番号：06-6210-9305

　 　　　　（咲洲庁舎の地図）

イ　受付期間

令和７年７月２日（水曜日）から令和７年７月４日（金曜日）まで

（午前１０時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。ただし、令和７年７月４日（金曜日）については正午まで。）

ウ　提出方法

書類は、４.（2）ア「受付場所」に持参してください。(郵送、メール等による提出は認めません。)

※事前に電話連絡のうえ、持参してください。

エ　費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とします。

(３) 応募書類

ア　応募申込書（様式２：正本１部、副本８部）

イ 企画提案書（様式３：正本１部、副本８部）

ウ　応募金額提案書（様式４：正本１部、副本８部）

　　　※積算内訳を別途提出してください。（様式自由：正本１部、副本８部）

エ　事業実績申告書（様式５：正本１部、副本８部）

※過去（令和２年４月１日以降）に実施した同種又は類似の業務実績がある場合は、その詳細が　分かる資料を別途提出してください。（様式自由：正本１部、副本８部）

オ　共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式６：１部）

②共同企業体協定書（写し）（様式７：１部）

③委任状（様式８：１部）

④使用印鑑届（様式９：１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式10：１部）

キ　事業実施体制の組織表（様式自由：正本１部、副本７部、各構成員の役割分担等が明示されているもの）

　　【添付書類】（正本１部を提出してください。共同企業体は全ての構成員分を提出してください）

ク　定款又は寄付行為の写し（１部、３ヶ月以内の日付で原本証明をしたもの）

ケ　　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの（コピーは不可）

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの（コピーは不可）

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの（コピーは不可）

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ　納税証明書（各１部、未納がないことの証明：発行日から３ヶ月以内のもの。コピーは不可）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない場合、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ　財務諸表の写し（１部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

シ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

①常用雇用労働者数が４０人以上の事業所の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が４０人以上)に　　義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

・令和7年６月１日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に　　提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、　　到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

②常用雇用労働者数が４０人未満の事業所の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式11）

(４) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(６) その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りする等して、提出してください。

ウ　応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類のうち様式２～５については電子媒体（ＵＳＢメモリ等）での提出もお願いします。

エ　正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名を記入してください。

＜記入例＞

「大阪府立江之子島文化芸術創造センター魅力発信事業」提案書　○○（事業者名）

オ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　　別添資料の開示申込**

仕様書P２記載の別添資料２の開示を希望する場合は、下記の方法により申し込んでください。

(1) 申込期間

公募開始日から令和７年６月26日（木曜日）午後５時まで

(2) 開示申込方法

守秘義務誓約書(様式１)を、大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課（メールアドレス：[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)）あてにPDFで提出してください。

ア　電子メールの件名は「（事業者名）大阪府立江之子島文化芸術創造センター魅力発信事業　開示申込」としてください。

イ　電子メール本文に「事業者名」「担当者の職・氏名」「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入　してください。

ウ　電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9305）をお願いします。

（土曜日、日曜日を除く午前10時から午後５時まで。正午から午後１時の間を除く。）

　　　エ　電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

オ　メールの到達確認後、申込があったメールアドレス宛に別添資料2を送信します。令和７年６月２７日　（金曜日）午後２時を過ぎても　メールが届かない場合は、電話連絡をお願いします。

**６　説明会（インターネットによる動画配信）**

本事業の詳細に関する説明動画（約30分）をインターネットで配信します。提案予定者は可能な限り視聴してください。

(1) 配信日時

令和７年６月１２日（木曜日）午前１０時から令和７年６月１８日（水曜日）午後５時まで

(2) 視聴申込方法

大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課（メールアドレス：[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)）あてに電子メールにてお申し込みください。

ア　電子メールの件名は「（事業者名）大阪府立江之子島文化芸術創造センター魅力発信事業　説明会動画視聴申込」としてください。

イ　電子メール本文に「事業者名」「視聴者の職・氏名」「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入　してください。

ウ　電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9305）をお願いします。

（土曜日、日曜日を除く午前１０時から午後５時まで。正午から午後１時の間を除く。）

　　　エ　電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

オ　メールの到達確認後、視聴用ＵＲＬを送信します。令和７年６月１２日（木曜日）午後２時を過ぎても　メールが届かない場合は、電話連絡をお願いします。

(３)　視聴申込期間

公募開始日から令和７年６月１１日（水曜日）まで

**７　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和７年６月１９日（木曜日）午後５時まで

(2)　提出方法

「大阪府立江之子島文化芸術創造センター魅力発信事業」質問票（様式12）により、電子メールで受け付けます。(メールアドレス：[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)）

ア　電子メールの件名は「（事業者名）大阪府立江之子島文化芸術創造センター魅力発信事業　質問」としてください。

イ　電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9305）をお願いします。

（土曜日、日曜日を除く。午前１０時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。）

ウ　電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

エ　質問への回答は文化・スポーツ室文化課ホームページ（※）に掲載し、個別には回答しません。　　（電話等による問い合わせにも回答しません。）

　　（※）文化課ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/enokojima/digital.html>

**８　審査の方法**

(1) 審査方法

ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、原則として、プレゼンテーション審査にて行います。（ただし、応募者が多数の場合は、書類審査による一次審査を実施する場合があります。書類審査にて上位５者程度を選定し、書類審査を通過した提案についてプレゼンテーション審査を行います。）プレゼンテーション審査の日時等は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査で、企画提案書を補足する内容のスライドや映像を使用　することは可能です。その場合、スクリーン、プロジェクターは、大阪府で用意しますが、それ以外に必要な機材（パソコン等）は提案事業者で用意してください。なお、持ち込みのパソコンとプロジェクターの接続方法は、ＨＤＭＩケーブルによる接続のみとします。

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

ウ　最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、１００点満点中６０点以下の場合は採択しません。なお、　　審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| デジタルサイネージの設置に係る企画調整 | ・業務全体のコンセプト及びデジタルサイネージの筐体のデザインが、江之子島地区の歴史的背景や文化性、enocoの建物の特徴及びenocoの設置目的に適したものとなっているか。  ・筐体について、安全性が確保された仕様や設置方法となっているか。  ・デジタルサイネージの仕様が、想定している設置区域や放映時間、保証期間等を考慮の上、使用方法に適したものとなっているか。  ・配信設備が、放映コンテンツの選択・差し替えやコンテンツの切り替えが簡易的にかつ適切に行えるものとなっているか。 | 25点 |
| 動画コンテンツの制作 | ・施設の紹介動画について、その構成や手法が、施設の貸館事業の促進をメインとした形で、その他のenocoの事業等にも触れ、認知度向上に資する内容となっており、通行人が見ることを想定した提案となっているか。  ・施設の魅力となる動画について、視聴者の目を引くものであり、かつ、施設が文化創造拠点であることを踏まえた内容となっているか。 | 35点 |
| 広報システムの制作 | ・広報システムについて、既存広報媒体のデータを有効活用し、容易にコンテンツを作成できるものとなっているか。  ・広報システムで作成する広報コンテンツが、広報媒体として効果的なものであるか。 | 20点 |
| 業務の実施体制、  スケジュール及び  業務遂行能力 | ・業務の実施体制及び人員について、具体的に提案されているか。  ・業務を円滑に遂行し、成果をあげるための具体的な全体スケジュールが提案されているか。  ・同種又は類似の業務（デジタルサイネージの設置業務や動画コンテンツあるいは広報システムの制作業務）の実績があるか。また、提案内容の実現可能性が高く、本事業の実施に耐えうる経営・　財務状況か。 | 10点 |
| 障がい者  雇用 | ・事業者全体において、常用労働者４０人以上の場合、法定雇用障がい者数を　　　超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者４０人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | 2点 |
| 価格点 | 《価格点の算定式》  満点(８点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格  （上記計算式で算出した数値の小数点以下第２位を四捨五入する） | 8点 |
| 合計点 | | １００点 |

(3) 審査結果

ア　最優秀提案事業者（契約交渉の相手方）が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全提案事業者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を文化・スポーツ室文化課ホームページ（※）において公表します。応募が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

　（※）文化課ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/enokojima/digital.html>

①　最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札　参加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**９　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

　(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式13）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、　　暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

（5）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、　次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に　掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付　　　　しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は　登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額に　よる。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する　　法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項に　　　おいて同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は　　小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は　　保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の１００分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の　締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和５５年大阪府規則第４８号）第６８条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政　　法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び　　　　同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、　　　不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**10　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・　見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku\_2/e-nyuusatsu/puropo.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html)